

第137号

2013.6.28

ながの 社会福祉士会 NEWS



■発行：社団法人長野県社会福祉士会 ■会長：三村 仁 志
 ■事務局：〒380-0836 長野市南県町685-2 長野県食糧会館 6F
 TEL：026(266)0294 E-mail：hope@nacsw.com
 FAX：026(266)0339 http://nacsw.jp/ ■編集：広報編集委員会

目次

巻頭言	1	第13回定期総会報告	10
生涯研修と認定社会福祉士制度についての整理	2～3	今後の予定	10
特集！ 地域生活定着支援センター	4～7	編集後記	10
福祉まるごと学会報告	8～9		

巻頭言

30年前の記憶—ある矯正施設退所者

長野県社会福祉士会 副会長 萱津 公子

古い話ですが、結婚間もない30年前、警察官であった夫と私が最初に赴任した駐在所の管内で、小学生の女の子が窃盗犯に殺害された事件がありました。下校した女の子と食べ物を盗みに入った犯人と鉢合わせしてしまい、女の子に騒がれたために犯人が女の子を黙らせようとして殺害してしまったという事件でした。犯人は約2週間後に逮捕されましたが、3か月前に出所したばかりで、家族や親戚から受け入れを拒否されていたようです。空き家や農家の納屋で寝泊まりしていたらしいのですが、逮捕当時所持金が百円位しかなく、空腹に耐えかねて食べ物を盗みに入ったようです。彼は、知能指数が70未満の知的障がい者でした。30年前のこの事件を私が忘れられずにいたのは、近隣で起きた殺人事件の怖さよりも、出所後に障がいのある彼の行き場や支える仕組みがなかったことへの疑問を感じていたからです。

もし、当時、司法から福祉に繋がる仕組みがあったら、彼は殺人という大罪を犯さずにすんだのではないのでしょうか。一時的でも安心して眠れる場や温かい食事、話を聞いてくれる人がいれば、彼が市民として生活を再建する機会もあったはずです。

法務省の「矯正統計年報（2011年）」によると、約7万人が受刑中で、このうち新規受刑者が2万6千人、その約58%が再犯といます。また、帰る場所のない満期釈放者の中には高齢者や障がい者が1,000人ほど含まれています。帰住先のなかった人の約57%が、1年未満で再犯をしているというデータもあります。

矯正施設（刑務所、少年刑務所、少年院、拘置所）の中に、認知症の高齢者や知的障がい者が大勢いるということが話題になったのは、元衆議院議員で政策秘書給与の詐欺罪で服役した山本謙司氏の著書『獄窓記』が、マスコミで取り上げられたからです。それまで、法務省も障がい者は医療刑務所か、知的障がい者は精神年齢から少年刑務所に入っているはずという見解を示していました。刑務所の中に初めて調査が入り、「罪を犯した障害者の地域生活支援に関する研究」が報告書としてまとめられました。それによると、認知症や精神障がい等を含めると何らかの障がいのある人が半数を超えるという結果が出ました。その後の調査では、知的障がい者と高齢者ともに多い犯罪は「窃盗」であり、次に無銭飲食や無賃乗車の「詐欺」等であり、生活苦や困窮が原因であるとされています。法を犯す前の教育や福祉の関与が必要だったり、再犯しないために矯正施設内での更生の取り組みや、退所後の対応が検討されるようになりました。退所後の対応において、現在大きな役割を担っているのが、昨年度から長野県社会福祉士会でも受託をしている「地域生活定着支援センター」です。地域生活定着支援センターは、福祉対象者を施設や病院等に繋げるコーディネート業務だけでなく、その後のフォローアップや相談支援業務も行います。また、まだ十数か所ですが、刑務所等に社会福祉士や精神保健福祉士を配置し、相談支援体制の整備も始まっています。必要に応じた受診の調整や、療育手帳を持たない知的障がい者の手帳取得等により、福祉サービスに繋げる取り組みがなされてきています。矯正施設の内と外の社会福祉士が、専門職としての連携を取ることができれば、福祉対象の退所者の再犯を減らすことができ、地域住民にとっても安心な地域の実現となるのではないのでしょうか。受け入れ施設や病院、地域の偏見等が大きな壁となっている現実に対して、私達社会福祉士の使命は、啓発活動による理解の共有や、退所者の権利擁護にあたることだと考えます。

生涯研修と認定社会福祉士制度についての整理

長野県社会福祉士会 研修委員会

認定社会福祉士研修チーム 矢澤 秀樹

生涯研修制度の意義 ～自己研鑽は社会福祉士の義務～

「自己研鑽」は、社会福祉士の義務であり、2007年12月に社会福祉士及び介護福祉士法が一部改正され、法律上に「社会福祉士は、社会福祉を取り巻く環境の変化による業務内容の変化に適應するため、相談援助に関する知識及び技術の向上に努めなければならない」（第47条の2）と研鑽の義務が明記されました。日本社会福祉士会では、会員が自己研鑽を積むための支援システムとして「生涯研修制度」を策定しています。

生涯研修制度と認定社会福祉士制度 ～より専門的な知識と技術を身につけるために～

近年、社会福祉士資格保有者の増加等により、より専門的な知識及び技術を有する社会福祉士を認定する仕組みの検討が行われ、「認定社会福祉士制度」が創設されました。

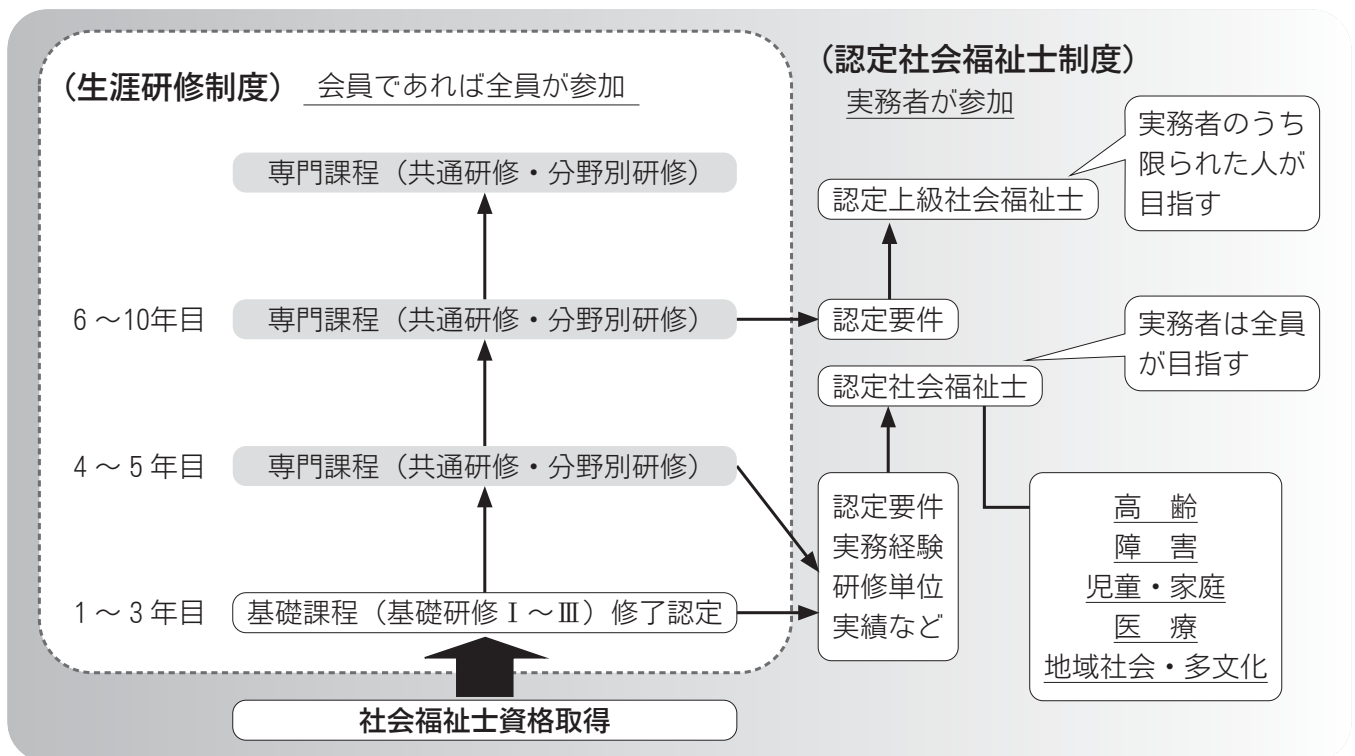
(1) 生涯研修制度【都道府県社会福祉士会で履修管理】

- ・認定社会福祉士の認定を受ける、受けないに関わらず、すべての本会会員である社会福祉士が参加し研鑽するための制度

(2) 認定社会福祉士制度【認定社会福祉士認証・認定機構に申請・個人で履修管理】

- ・相談援助実務につく社会福祉士のみを対象として、高齢、障害、児童・家庭、医療、地域社会・多文化の5分野に分け、実践力について評価し認定する制度

制度としては別物ですが、生涯研修制度は相当部分が認定社会福祉士制度と連動しています。



認証単位と認証科目の取り扱い（1単位＝15時間）

各県社会福祉士会で開催する「新生涯研修制度基礎研修Ⅰ～Ⅲ」をすべて受講することで履修可能（旧生涯研修制度の経過措置あり）です

もしくは、認定社会福祉士認証・認定機構で認証された研修を各自で受講してください

認定社会福祉士認証・認定機構で認証される、各分野ごとの研修を認定に必要な分野から選択し、各自で受講します（認定社会福祉士認証・認定機構で、年2回認証される研修をHP等でチェック）

日本社会福祉士会で認定される、各県単位のスーパーバイザーと契約を結び、規定単位のスーパービジョンを受けます

共通専門（10単位）

+

分野専門（10単位）

+

スーパービジョン（10単位）



認定社会福祉士（〇〇分野）

※ 5分野から1分野を認定

認定社会福祉士制度に対する旧生涯研修制度の経過措置

※（2016年度まで延長期間）

以前から生涯研修を受けていた人には、認定社会福祉士の認定申請に対して2016年度まで経過措置があります。過去の研修履歴の申請と、特別研修の受講により、認定社会福祉士の申請が可能になります。

(1) 経過措置該当者と研修履歴申請について

A：2012年6月末までの共通研修課程修了申請を3回以上している方

B：2009年以前の入会者で共通研修課程修了申請を1回以上している方

（2回目、3回目の申請もしくは、2回目＋専門分野研修4単位を申請が必要）

C：2010年度及び2011年度入会者で旧生涯研修基礎研修を履修している方

（2回目＋専門分野研修4単位を申請が必要）

(2) 経過措置該当者への特別研修について

前項にある、過去の研修履歴の申請と、特別研修の受講により、認定社会福祉士の申請が可能です。特別研修の受講は研修履歴申請後となります。研修日程は、認定社会福祉士認証・認定機構のホームページ等（<http://www.jacsw.or.jp/ninteikikou/index.html>）で確認ができます。

過去の研修履修申請

特別研修受講

12単位

18単位

共通専門（10単位）

+

分野専門（10単位）

+

スーパービジョン（10単位）



認定社会福祉士（〇〇分野）

特 集

地域生活定着支援センター

長野県地域生活定着支援センター

矯正施設（刑務所・少年刑務所）退所後の

調整・相談・手続き等のサポート

定着センターの目的

高齢者や障がい者が矯正施設から退所した後に自立した生活を営むことが困難な場合、保護観察所と協働して、福祉サービスの利用を援助すること等により、地域の中で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう支援を行う。

事業開始の経過

矯正施設を退所した高齢者や障がい者に必要な福祉サービス利用までの橋渡しを行うセンターの整備と実際の支援を行う受け入れ態勢の構築が求められ、平成21年7月から地域生活定着支援センターが制度化されました。

本県においては、平成23年度までは長野県行政が直轄で実施してきましたが、平成24年4月1日より「社団法人長野県社会福祉士会」が長野県より委託を受け事業を開始しました。

福祉の支援が必要な刑務所出所者の現状

厚生労働省社会・援護局

- 65歳以上の満期釈放者の5年以内刑務所再入所率は70%前後と、64歳以下の年齢層（60%前後）に比べて高い（法務省特別調査）。しかも、65歳以上の再犯者のうち約4分の3が2年以内に再犯に及んでいる（平成19年版犯罪白書）。
- 親族等の受入先がない満期釈放者は約7,200人。うち高齢者又は障がいを抱え自立が困難な者は約1,000人。（平成18年法務省特別調査）
- 調査対象受刑者27,024人のうち知的障がい者又は知的障がい疑われる者が410名、療育手帳所持者は26名。知的障がい者又は知的障がい疑われる者のうち犯罪の動機が「困窮・生活苦」であった者は36.8%（平成18年法務省特別調査）

刑務所出所後、円滑に福祉サービス（障がい者手帳の発給、社会福祉施設への入所等）につなぐための仕組みがないことから、早期に再犯に至るリスクが高く、対策が必要

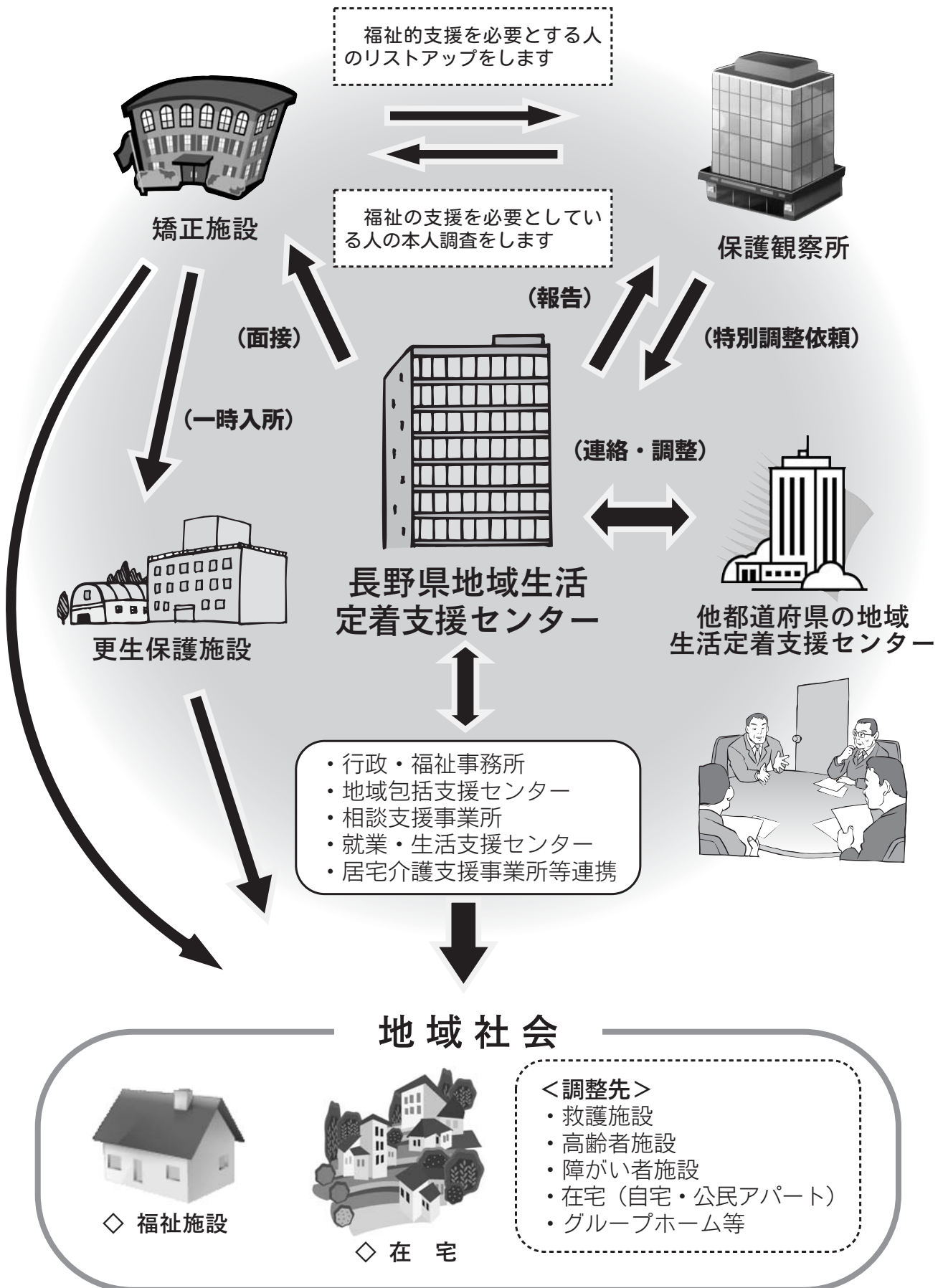
刑務所入所中に、出所後円滑に福祉へつなぎ、社会生活に移行させるための支援ができていない。

犯罪を犯し、再度、入所福祉サービス、住居の設定、就労の確保ができないまま出所

再犯リスク大

地域で生活できない
↓
犯罪を犯し再度入所

地域生活定着支援の流れ



H25 地域生活定着促進事業の展開

ニーズ・支援対象者（障がいがある矯正施設退所者）が急増！

平成24年度の取り扱い件数は、業務実績（P7を参照）をご覧くださいと一目瞭然ですが、平成23年度との比較では、コーディネート業務が3倍の24件、フォローアップ業務では実に11倍で、当初の予想を遥かに超える件数となりました。これは民間委託によって依頼及び連携がしやすくなったため、他都道府県の定着センターからの依頼が急激に増加したこと等が大きな要因と考えられます。

支援対象者が急増する中、県からの受託1年目のため、定着センター業務の経験者が全くいない中で業務は困難を極めました。定着センター職員・定着センター運営委員会ともに試行錯誤と奮闘の1年間でした。

支援対象者の一人を紹介します。

Aさん80歳男性、生れながらの中度知的障がい者。朝鮮国籍の父親、文盲の母親の元で育ち、本人には戸

籍も住民票もない状態で両親は病死、兄弟も音信不通で頼れる身寄りはいない状態でした。

尋常小学校卒業後、出前の仕事には就きましたが、16歳より万引き等の犯罪を繰り返し20歳で初めて受刑。以後22回の犯罪歴で受刑しています。犯罪の動機・要因は、殆どが生活に困り食べ物の万引きでした。また、知的障がい故に悪い仲間にかき立てられての犯行でした。

このような環境で育った知的障がいのあるAさんですが、犯行を繰り返したAさんだけを責められるのでしょうか。犯罪は確かに良くない、罰せられて当然です。しかし、再犯を防ぐために福祉と司法関係者が協働して、福祉支援に繋ぎAさんらしい生活を送れるよう支援が求められていました。

Aさんは、現在長野県下の福祉施設で“白いご飯がとても美味しい”と言いながら快適な生活を送っています。

県士会・会員の全面的なご理解・ご協力を！

受託2年目に入った今年度、昨年度からの継続支援対象者に加え、保護観察所からの支援依頼が昨年よりも増えてきています。今年度のケースの中には、長年性犯罪を繰り返してきた知的障がいの支援対象者。20数年間暴力団の組関係の中にどっぷり浸かり“普通の生活”や福祉支援等を理解させることが極めて困難と思われる知的障がいの支援対象者がいます。また、矯正施設の出所が土・日曜日やお盆の最中が多く、退所時の受入態勢が難しいと思われます。

長野県地域生活定着支援センターは、長野県社会福

祉士会が受託運営し、定着センター運営委員会も定期的に開催しています。定着センターの事業が拡大し予算額も、平成23年度の約1.5倍となる、事業を担うスタッフも増員しました。

県士会の多くの会員は、高齢者・障がい者等の福祉施設や市町村行政・社協等で活躍しています。この会員のネットワークを生かし、矯正施設退所者の地域生活定着を支援して行きたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

定着センター運営委員会

委員長	若林喜久雄 (高齢者福祉施設ベルポートまるこ)
副委員長	端田篤人(長野大学社会福祉学部)
運営委員	伊藤直哉(伊那市社会福祉協議会)
〃	上條弘(上條社会福祉士事務所)
〃	小林彰(ライフステージかりがね)
〃	仲林啓(松本市障害・生活支援課)
〃	松山裕幸(長野市福祉事務所)
〃	村石真木子(安曇総合病院)

定着センタースタッフ

センター長	小池正志(平成25年4月1日～)
支援員	大日方由可美(平成25年6月1日～)
〃	山崎克美(平成24年4月1日～)
〃	白砂歩(平成24年4月1日～)
〃	宮入一徳(平成25年2月1日～)
〃	石川貴浩(平成25年4月1日～)



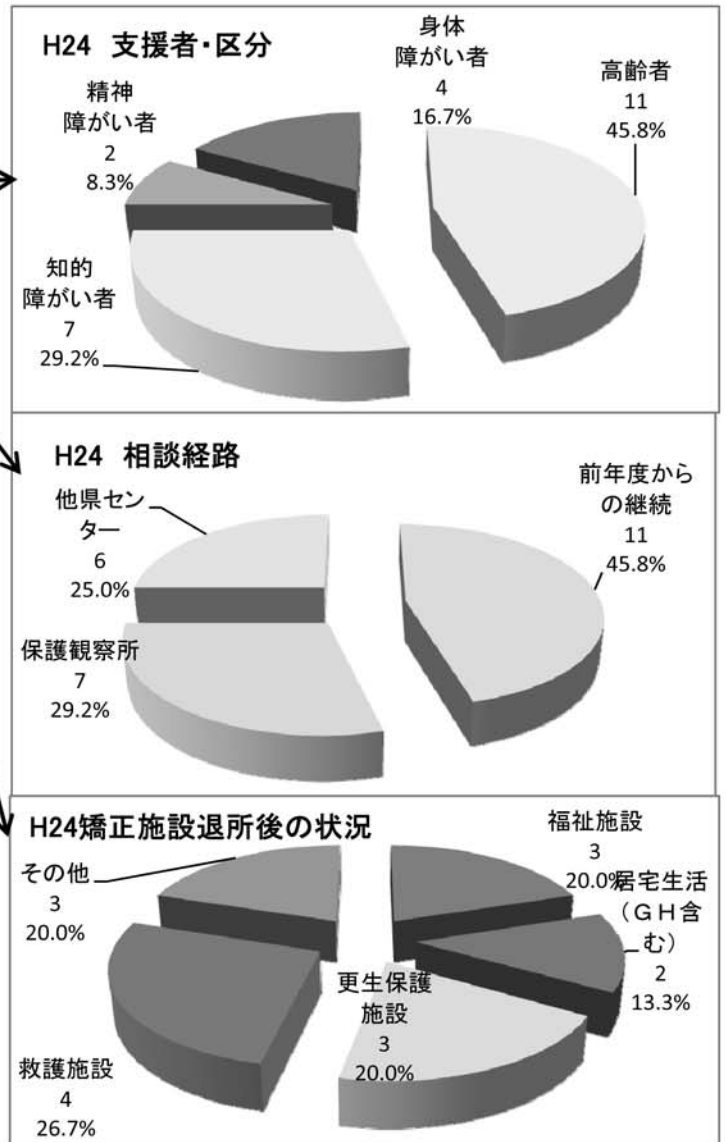
平成24年度 定着センター業務実績

【コーディネート業務】

		H23	H24
支援人数	高齢者	4	11
	知的障がい者	1	7
	精神障がい者	1	2
	身体障がい者	2	4
	計 (A)	8	24
相談経路	前年度からの継続	4	11
	保護観察所	3	7
	他県センター	1	6
	計	8	24
退所後の状況	福祉施設に入所		3
	居宅生活 (GH等含む)	2	2
	更生保護施設に入所		3
	救護施設		4
	その他	1	3
	計 (B)		15
支援継続者 (A-B)		5	9

※ コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設の退所予定者を対象にして、福祉サービス等のニーズの把握、受け入れ施設の調整や福祉サービスの申請支援等を行います。

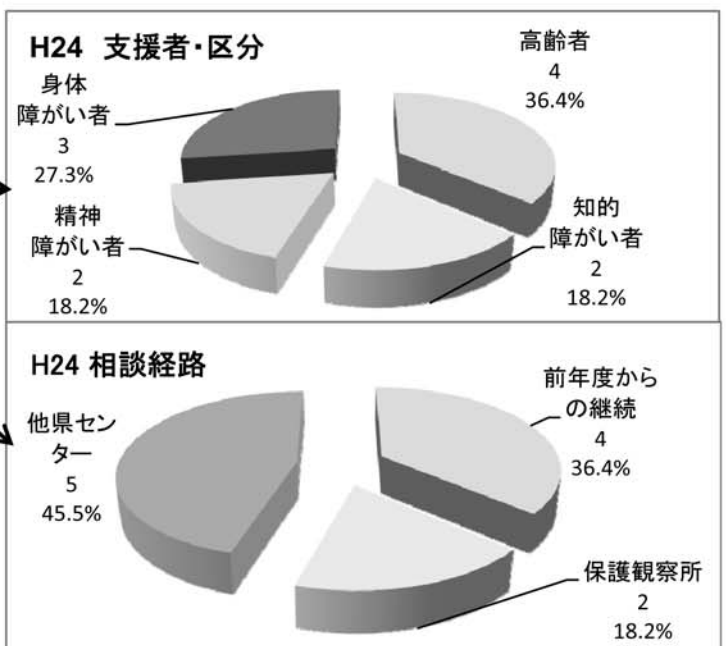


【フォローアップ業務】

		H23	H24
支援人数	高齢者	1	4
	知的障がい者		2
	精神障がい者		2
	身体障がい者		3
	計 (A)	1	11
相談経路	前年度からの継続	1	4
	保護観察所		2
	他県センター		5
	計	1	11

※ フォローアップ業務

支援の対象となる人が、地域でより良い生活を送れるように、生活状況の確認や必要な助言を行います。



5月25日(土)に長野大学を会場にして、“福祉まるごと学会プレイベント＝テーマ別分科会”を開催しました。全ての人が、あらゆる差別・貧困・抑圧・排除・暴力・環境破壊から護られ、安心して暮らすことができる社会を目指して、長野県社会福祉士会の会員が集い、4つの分科会に分かれて、話し合いを行いました。以下は各分科会の記録者の感想となります。

第1分科会

「貧困問題に社会福祉士はどう向きあうのか —NPOの実践と生活保護の動向から—」

【提言者】

長野大学社会福祉学部 助教 高木 博史 氏

高木氏が沖縄県で開設している生活困窮者支援の独立型社会福祉士事務所での「生活保護廃止決定処分をめぐる裁判の支援」や実践活動の紹介と浮き彫りになった課題や問題の提言でした。本人のアセスメント…「本人の生活実態を真摯に見つめる」をしっかりと行い生活実態や人生を把握することが貧困に直面する相談者の権利擁護の第一歩となるとのこと。改めて職務の中で十分にアセスメントができているだろうか…、振り返る必要性を感じました。また、私たちは社会正義の担い手である生活相談・生活支援の専門家であり、貧困問題に対して「常にそれぞれの立場でできることは何かと考えることを忘れないでほしい」というメッセージを銘記し業務に励みたいです。 (佐藤もも子)



第2分科会

「子どもの貧困と対策法制定の動き」

【提言者】

日本社会事業大学 講師 内田 宏明 氏

提言者より、2010年の国民生活基礎調査によると、相対的貧困率は全体で16%、子どもで15.7%となっており、先進国の中でも極めて高い水準となっているとの説明がある。

私たちが抱く“子どもの貧困”は、アフリカの子どもや、孤児院の子どもなど、自分の身の回りにはないような状況をイメージしがちだが、生活の苦しい家庭で育つ子どもの割合は、1985年の10.9%から徐々に増え、2010年には15.7%と約6人に1人の割合まで上昇していることに気付かされました。

また、子どもの貧困は色々な問題が複雑に絡みあっており、解決するためには、様々な問題や課題を考える必要があるが、その中でも、貧しさゆえに十分な教育が受けられず、収入が低かったり、不安定であったりするような仕事にしか就けない。その結果、貧困が親から子へとつながっていく貧困の連鎖は、深刻な問題です。子どもの貧困を放置すると社会の崩壊につながる。このことを念頭に、子どもの貧困から社会福祉士の役割を考えたとき、まずは身近なところから考え、関係機関との連携を図ることが大事なことでありと考えます。 (青木 靖志)



第3分科会

「地域包括ケアの今後と地域づくり」

【提言者】

アザレアンさなだ総合施設長 宮島 渡 氏

アザレアンさなだ 総合施設長 宮島渡さんによる地域包括ケアの歴史的な流れと上田市真田地域（旧真田町）における実際についての地域包括ケアの提言があった。

上田市真田地域（旧真田町）における施設ケアから地域に出ていくケアへの流れなど実際の実践について話をいただいた。

その後、5～6人のグループに分かれ、グループごとに地域包括ケアについてのグループワークを行った。

地域包括ケアについては、地域住民と一緒にということが大切である。

地域住民と「見える」「考える」「共有する」ということを考えて行動することが必要である。

地域には多問題家族が多い。多問題家族であるのに、それぞれに対して様々なサービスを使うと個になってしまい地域は崩壊する。

地域との共生を考えながら行動することが大切である。

（樋澤 省吾）



第4分科会

「これからの障害者福祉の展望

—障害者総合支援法と障害者虐待防止法を通して—

【提言者】

かりがね福祉会 施設長 小林 彰 氏

第4分科会は「これからの障害者福祉の展望」というテーマで27名の参加者で分科会が開かれました。かりがね福祉会の小林彰施設長が提言者として発言され、障害者総合支援法と障害者虐待防止法について提言されました。

障害者総合支援法については財政問題で障害者自立支援法の表札を変えただけになってしまったこと、障害者虐待防止法は虐待の状況がなくなるようにすることの法律であることを提言されました。社会福祉士としての基本姿勢をしっかりと認識する必要性、また社会福祉士としてより一層のスキルアップが大切であることを分科会の参加者全員が共有できたのではないかと思います。

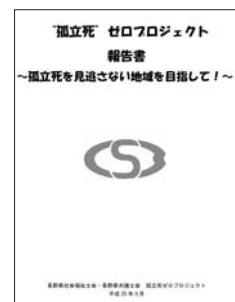
障害者虐待防止法は、まだ施行後間もないこともあり対応など課題が多く社会福祉士として積極的に学習し発言していく必要性があるのではないかと感じさせられました。また、会場の参加者の質問に参加者が答えることもありなごやかなムードの進行により実り多い学習会となりました。

（青柳 與昌）



【孤立死ゼロプロジェクト最終報告書】

昨年度、長野県社会福祉士会と長野県弁護士会で取り組んできました孤立死ゼロプロジェクトについて最終報告書を作成しました。本文は、ホームページ（<http://nacs.w.jp/index.php>）に掲載していますのでご覧ください。



報告!

第13回 定期総会

5月25日(土)、本会の総会が長野大学において開催されました。総会では、平成24年度事業報告について、平成24年度決算報告について、地区活動運営要綱について、権利擁護センター「ぱあとなあ」運営要綱について、平成24年度地域生活定着支援センターの業務報告について提案され、いずれも承認されました。

ご出席された会員の皆さま、また当日都合により欠席となりました会員の皆さまには書面表決又は委任状の提出をいただき、総会が開催できましたことに感謝いたします。



今後の予定

最新の予定は、本会ホームページ (<http://nacs.jp/>) をご確認ください。

日程	時間	場所	内容
7月6・7日		岩手県盛岡市	日本社会福祉士会全国大会
7月12日(金)	午前9時～	県教育センター	高齢者虐待対応現任者標準研修(1日目)
7月13日(土)	午後3時～	佐久市国保 浅間総合病院	佐久地区学習会
7月13日(土)		松本市総合福祉センター	後見人養成研修①
7月18日(木)	午後7時～	さんとぴあ飯田2階	南信地区南信州ブロック学習会
7月20日(土)	午後1時～	松本市なんなん広場	拡大運営委員会
7月24日(水)	午前9時～	県教育センター	高齢者虐待対応現任者標準研修(2日目)
7月27日(土)	未定	未定	中信地区車座集会(予定)
7月27日(土)	未定	未定	東信地区学習会(上小・佐久ブロック合同)
7月27・28日		長野大学	実習指導者講習会
8月10日(土)	未定	未定	佐久地区学習会(予定)
8月23日(金)	未定	未定	中信地区学習会(予定)
8月24日(土)		松本市なんなん広場	後見人養成研修②
8月25日(日)		松本市総合福祉センター	後見人養成研修③
10月20日(金)	午前9時～	県教育センター	高齢者虐待対応現任者標準研修(3日目)

◎ 入会状況(平成25年5月末現在) * 会員数: 948名(男性会員: 423名 女性会員: 525名) 入会率: 33.24%

編集後記

現在、社会に吹いている風は、人々にとって味方になるのでしょうか？

その風は自然のなかで吹く風であったり、経済活動のなかや地域社会のなかで吹く風であったり、様々な風が吹きます。ただそれを目で見ることはできません。しかし肌で感じながら、その現象や風向き、心地よさを読み解くことはできます。

今、司法から社会福祉へ風を吹かせようとしています。その当事者は、心地よい風を受ける為に、多くのサポート・社会資源を求めています。その風に敏感でありたいです。スキルを高め、風を感じることができる社会福祉士になりたいと思います。(O)

